

國學院大學學術情報リポジトリ

The Courtier Who Supported Emperor GODAIGO : Okazaki Norikuni

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Nomura, Tomohiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000677

後醍醐天皇を支えた廷臣

— 岡崎範囲について —

野村朋弘

はじめに

鎌倉時代後期のいわゆる両統迭立期の朝廷政治史は、古くは三浦周行や龍肅^①の研究を嚆矢として森茂暁を経て本郷和人や市沢哲人などの研究によって進展してきた^②。

この時代の朝廷政治の特徴としては、上皇や天皇が摂関家や上卿となる層を介さずに直接、藏人や弁官を勤める名家層を重用した点にある^③。この職事弁官政治について、とりわけ文書発給から緻密な分析を行ったのが本郷和人である。本郷は天皇と

廷臣との人的関係性を視野にいれ、訴訟制を分析するなかで政治動向を明らかにしていった^④。特に最末期ともいうべき、花園天皇や後醍醐天皇が即位した時期については、大覚寺統内でも党派が形成されていく。かかる状況下で後醍醐天皇は討幕運動に傾注していく。

筆者は学部生のとき、「鎌倉後期の持明院統と廷臣」と題して『花園天皇宸記』の分析を通じて、持明院統に属する廷臣の少なさを指摘した^⑤。

また、近頃発表された京都の中世史を通史的にまとめたものにおいても「明確に両派に分かれた公卿たちがいる一方で、後

醍醐・持明院統の双方と、ほどほどの距離を取る人々がそれなりにいたのである」と指摘がなされている。後醍醐天皇の倒幕運動については、廷臣たちの多くはあくまで「日和見」であり、関わる人々は限られている。本郷は「後醍醐天皇の股肱とも呼ぶべきはどんな人々だったのか。危険を省みず、倒幕の事業に加わった人物をあげ」として、花山院師賢・万里小路藤房・同季房・三条公明・洞院公敏・同実世・平成輔・北畠具行・四条隆資・同隆重・阿野実治・千種忠顕・日野資朝・同俊基・中御門宗兼をあげている。この後醍醐天皇のいわば近臣たちは、訴訟制の奉行のみならず、倒幕の直接的な運動である合戦にも参加する。

ただ筆者は以前、後醍醐天皇の股肱の臣の中で平成輔について小論を発表したことがある。⁸平成輔は『太平記』でも討幕運動を支えた忠臣とされている。⁹成輔の関連する文書は少ないものの『花園天皇宸記』には父の惟輔とともに断続的に登場し、持明院統とも近い位置にあったことを明らかにした。

鎌倉時代後期については、古記録・古文書双方とも少なく、史的な制約を受ける。改めて当該期の朝廷政治史を考えると、本郷の研究成果を批判的に継承して廷臣の動きをそれぞれ個別具体的に明らかにしていくべきではなからうか。

建武の後醍醐政権をどのように評価するか、今日でも議論は続いている。そうした中でかかる基礎的な研究は決して無駄なことではあるまい。平成輔に続いて本稿では史料の少ない岡崎範国について検討を加えていきたい。

一、岡崎家について

まずは岡崎家についてみてみたい。岡崎家は藤原南家の貞嗣の後裔である。南家と式家は大字頭や文章博士を勤める家であった。その中でも平安末期では藤原永範が「三代の侍読」としても著名であろう。¹⁰

永範の孫にあたるのが茂範であり、鎌倉に下向して六代將軍の宗尊親王の侍読となった。そうした一族の中に範国はいる。範国の六代前にあたる範光は文章得業生から受領を勤め、従二位権中納言にのぼる。次代の範朝は藤原範季の娘を母とし、正二位中納言にのぼる。『尊卑分脈』では範朝に「岡崎」の家名が付されている。続く範氏や範雄、範嗣は従二位にのぼっているものの、特に廟堂のなかでの動向は不明なことが多い。¹¹

【略系譜】

範光—範朝—範氏—範長—範雄—範嗣—範国—範輔—範方—
範景

父にあたる範嗣は、建武二年（一二三五）二月に従三位に叙せられ、『公卿補任』に尻付の記載がある。本名は範忠とあり、徳治元年（一二〇六）に範綱と改め、正和元年（一二二二）に範嗣を名乗る。『系図纂要』では「観応二年三ノ三薨、六十九」とあり、観応二年（一二五一）から逆算すれば弘安六年（一二八三）が生年となる。『公卿補任』の尻付では、永仁三年（一二九五）の十四才で文章生に補され、永仁五年の十六才で献策を行い、従五位下に叙せられている。但し発給する文書も遺されておらず、また記録にも登場することはほばない。永仁に従五位下に叙せられてから治部大輔と右馬頭に任官しているもののそれぞれ期間は短い。元応元年（一二一九）に正四位下に叙せられてから、十六年を経てようやく通貴から貴となった。そして本稿の対象となる範国である。生年は不明で、初めて史料に登場するのは『花園天皇宸記』の元弘二年（一二三二）正月五日条である。叙位の中に「従四位下藤範国（策）」とあり、父の範嗣同様に献策をして叙位されていることが分かる。但し

父は文保二年（一二二八）に右馬頭を去り、元応元年（一二一九）に正四位下になっている。

範国の「献策」を父と同じ年齢と推定すれば、文保二年の生まれとなる。その場合範嗣は三十五才の子となる。また範国は元徳三年（一二三二）に五位藏人となっている。五位藏人は宮中の雑事を担当し、また天皇の意を受けて綸旨を発給する重職である。

次に掲げるのは、後鳥羽天皇から光厳天皇までの藏人頭の数、五位藏人の人数を『職事補任』から抄出したものである。

表 1

	在位	藏人頭	五位藏人
後鳥羽	15	20	15
土御門	12	23	12
順徳	11	17	15
廃帝	1	2	3
後堀河	11	21	12
四条	10	18	12
後嵯峨	4	9	6
後深草	13	20	11
龜山	15	17	17
後宇多	13	19	13
伏見	11	26	17
後伏見	3	7	7
後二条	7	18	13
花園	10	31	18
後醍醐	21	35	28
光厳	2	5	6

蔵人頭は二人、五位と六位の蔵人はあわせて八人が定員だったが、特に五位蔵人は院政期から三人が定員となつて¹⁴⁾。この一覧でも分かるとおり、蔵人頭に比べ、五位蔵人は補される人数が少なくない。それぞれの天皇の在位中、五位蔵人は補される時期が長く、実務を担つたといえるだろう。蔵人所は天皇家の家政機関であり、経済とともに訴訟も扱う。蔵人頭は、参議に闕員が発生すると転任することが多い。また『職事補任』には一部、人名に年齢が注記されていることがある。多くは蔵人頭であり、残念ながら範囲に注記はない。十代での蔵人頭補任は清華家の中將に多い。実務を担う五位蔵人で、また藤原南家出身という点も加味すれば、範囲が十代で五位蔵人に補任されたとは考えづらい。

ともあれ、『職事補任』で確認すると、範囲は藤原為治の後任として元徳三年二月六日に五位蔵人に補任された。そのときには、式部少輔を兼ねており、元弘三年には左衛門権佐に任せられ、建武二年五月二三日には右少弁に任せられたとある。

二、範囲の文書発給

続いて範囲が発給した文書を確認したい。後醍醐天皇をして

「繪旨万能」主義と考えられてきた。実際、東京大学史料編纂所のデータベース、ユニオンカタログで「後醍醐天皇繪旨」を検索すると二〇五九件のヒットを得る。後醍醐天皇の繪旨をして「繪旨の歴史の中で特異な光彩を放っている」と近藤成一は指摘している¹⁵⁾。繪旨は天皇の意を受けた蔵人や弁官もしくは伝奏が奉者となつて発給する文書であり、蔵人が関わる繪旨は宿紙が用いられる。繪旨については佐藤進一の他、本郷和人の研究がある¹⁶⁾。

この繪旨の大量発給は、「二条河原落書」によつても「此比都ニハヤル物、夜討・強盜・謀繪旨(後略)」と揶揄される。ただし「繪旨万能」については喜多泰史が再考し、後醍醐天皇の大量繪旨発給について鎌倉幕府が倒され、戦後処理の一環で所領安堵の繪旨が要請されたものであり「繪旨を求める群衆の殺到が繪旨大量発給の直接的原因と考えられる」と指摘されている¹⁷⁾。

また建武新政期の繪旨については森茂暁をはじめ多くの先行研究があり近年では吉原弘道の専論がある¹⁸⁾。特に吉原の研究は蔵人に注目したものであり、範囲についても多く言及されている。ここで改めて範囲が発給したと考えられる文書を掲載してみよう¹⁹⁾。

表2 岡崎範国発給文書一覧

和暦	西暦	月	日	文書名	岡崎範国の署名	底本名	収められている「遺文」番号	備考
元徳3	1331	8	5	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	醍醐寺文書	『録』31488	
元弘元	1331	8	29	後醍醐天皇諭旨写	式部少輔	謄写本古今消息集		→元弘3年のものか
元弘2	1332	8	12	後醍醐天皇諭旨写	式部少輔	謄写本古今古文書		→元弘3年のものか
元弘3	1333	2	15	後醍醐天皇諭旨案	式部少輔	大徳寺文書		→6月のもの の誤記か
元弘3	1333	6	15	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	大徳寺文書	『録』32274	
元弘3	1333	6	23	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	泉涌寺文書		
元弘3	1333	6	29	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	西大寺文書	『録』32305	
元弘3	1333	6	29	後醍醐天皇諭旨写	式部少輔	謄写本 集古文書		
元弘3	1333	7	1	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	大徳寺文書	『録』32318	
元弘3	1333	7	5	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	大阪青山短期大学 所蔵文書		
元弘3	1333	7	12	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	松尾大社文書	『録』32353	
元弘3	1333	7	12	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	円覚寺文書	『録』32352	
元弘3	1333	7	18	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	性海寺文書		
元弘3	1333	7	19	後醍醐天皇諭旨写	式部少輔	謄写本 集古文書		
元弘3	1333	7	19	後醍醐天皇諭旨写	式部少輔	謄写本 集古文書		
元弘3	1333	7	25	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	勧修寺文書	『録』32399	
元弘3	1333	8	4	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	島津家文書		
元弘3	1333	8	12	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	朽木家文書		
元弘3	1333	8	15	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	久我家文書	『録』32471	
元弘3	1333	8	18	後醍醐天皇諭旨写	式部少輔	白河集古苑所蔵 白河結城文書	『南北』東北2	
(元弘3)	1333	8	28	後醍醐天皇諭旨案	式部少輔	九条家文書	『録』32503	
元弘3	1333	8	29	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	天野文書		
元弘3	1333	10	1	後醍醐天皇諭旨	式部少輔	大徳寺文書		
元弘3	1333	10	8	後醍醐天皇案	式部少輔	高野山文書	写真帳 紀伊統 風土記編纂史料	
元弘3	1333	11	12	後醍醐天皇諭旨	少納言	小早川文書	『録』32689	
元弘3	1333	11	19	後醍醐天皇諭旨案	式部少輔	八坂神社文書	『録』32703	
元弘3	1333	12	1	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	大徳寺文書	『録』32741	
(元弘4)	1334	1	19	後醍醐天皇諭旨写	左衛門権佐	大徳寺文書	『録』32832	
元弘4	1334	1	28	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	大徳寺文書	『録』32838	
(建武1)	1334	2	28	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	大徳寺文書		
建武1	1334	2	21	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	島津家文書		
建武1	1334	2	26	後醍醐天皇諭旨案	左衛門権佐	円覚寺文書		
建武1	1334	2	26	後醍醐天皇諭旨案	左衛門権佐	円覚寺文書		
建武1	1334	3	21	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	松浦文書		
建武1	1334	3	21	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	肥前綾部文書		
(建武1)	1334	3	21	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	肥前東妙寺文書		
建武1	1334	4	9	後醍醐天皇諭旨写	左衛門権佐	北野神社文書	『南北』九州27	
(建武1)	1334	4	9	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	由良文書	『南北』関東75/ 『南北』東北64	
建武1	1334	4		藏人所啓案	左衛門権佐	東寺百合文書二函	『南北』関東83	
建武1	1334	5	3	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	南部文書	『南北』関東85/ 『南北』東北68	
建武1	1334	5	6	後醍醐天皇諭旨写	左衛門権佐	大徳寺文書		
建武1	1334	6	18	後醍醐天皇諭旨写	左衛門権佐	筑後浄土寺文書	『南北』九州64	
建武1	1334	7	17	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	春日神社文書		

和暦	西暦	月	日	文書名	岡崎範囲の署名	底本名	取められている 「遺文」番号	備考
建武1	1334	8	5	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	覚園寺文書	「南北」関東118/ 「南北」中国四国 56	
建武1	1334	8	21	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	大徳寺文書	「南北」関東127	
建武1	1334	8	28	後醍醐天皇諭旨写	左衛門権佐	下野皆川文書	「南北」関東132/ 「南北」東北95	
建武1	1334	8	29	雑訴決断所下文	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	肥前深江文書	「南北」九州116	
建武1	1334	9	10	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	島津家文書	「南北」九州124	
建武1	1334	9	10	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	大隈台明寺文書	「南北」九州125	
建武1	1334	9	15	後醍醐天皇諭旨	少納言	大徳寺文書		
建武1	1334	9	16	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	大徳寺文書		
建武1	1334	9	29	雑訴決断所下文	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	島津家文書	「南北」九州129	
建武1	1334	10	6	雑訴決断所下文案	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	青方文書	「南北」九州134	
建武1	1334	10	11	後醍醐天皇諭旨	少納言	筑前宗像神社文書	「南北」九州140	
建武1	1334	10	21	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	筑前宗像神社文書	「南北」九州146	
建武1	1334	11	11	雑訴決断所牒写	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	薩藩旧記17所収山田文書	「南北」九州156	
建武1	1334	11	25	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	豊後入江文書	「南北」九州162/ 「南北」関東163	
建武1	1334	11	25	後醍醐天皇諭旨写	左衛門権佐	摂津多田神社文書	「南北」九州164	
建武1	1334	11	26	後醍醐天皇諭旨案	左衛門権	肥前大久保文書	「南北」九州165	
建武1	1334	11	26	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	肥後阿蘇家文書	「南北」九州166	
建武1	1334	11	26	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	島津家文書	「南北」九州167	
建武1	1334	12	10	後醍醐天皇諭旨	少納言	伊予忽那文書	「南北」中国四国 83	
建武1	1334	12	21	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	肥後阿蘇家文書	「南北」九州185	
建武1	1334	12	21	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	肥後阿蘇家文書	「南北」九州186	
建武1	1334	12	22	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	筑後大友文書	「南北」九州188	
建武1	1334	12	27	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従伊賀守藤原朝臣	筑前宗像神社文書	「南北」九州192	
建武2	1335	1	11	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従藤原朝臣	肥前斑島文書	「南北」九州196	
建武2	1335	1	20	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従藤原朝臣	肥前深掘文書	「南北」九州197	
(建武2)	1335	2	8	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	大徳寺文書	「南北」関東201	
建武2	1335	2	10	後醍醐天皇諭旨	左衛門権佐	随心院文書		
建武2	1335	2	20	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従藤原朝臣	筑前大悲王院文書	「南北」九州209	
建武2	1335	2	30	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍従藤原朝臣	松浦文書	「南北」九州217	

和暦	西暦	月	日	文書名	岡崎範囲の署名	底本名	取められている 『遺文』番号	備考
建武2	1335	3	17	後醍醐天皇綸旨	左衛門権佐	高津家文書	『南北』九州229	
建武2	1335	4	8	雑訴決断所牒	左衛門権佐兼少納言侍藤原朝臣	筑前宗像神社文書	『南北』九州244	
建武2	1335	5	11	雑訴決断所牒案	左近権佐兼少納言侍藤原朝臣	薩摩比志島文書	『南北』九州254	
建武2	1335	5	19	雑訴決断所下文	左衛門権佐兼少純言侍藤原朝臣	筑前大悲王院文書	『南北』九州257	
建武2	1335	6	1	雑訴決断所牒	右少弁藤原朝臣	豊後詫摩文書	『南北』九州263	
建武2	1335	6	21	後醍醐天皇綸旨	右少弁	古文書纂	『南北』九州268	
建武2	1335	6	26	官宣旨案	右少弁藤原朝臣	狩野亨吉氏蒐集文書		
建武2	1335	6	27	後醍醐天皇綸旨	右少弁	影写本 吉田文書		
建武2	1335	6	27	後醍醐天皇綸旨写	右少弁	西園寺文書	『加能』南北 I	
(建武2)	1335	6	27	後醍醐天皇綸旨案	右少弁範国	九条家文書	『加能』南北 I	
建武2	1335	7	28	後醍醐天皇綸旨	右少弁範国	宮内庁書陵部諸文書部類(東大寺文書)		
建武2	1335	9	10	雑訴決断所牒	右少弁藤原朝臣	豊前永弘文書	『南北』九州296	
建武2	1335	9	10	雑訴決断所牒案	右少弁藤原朝臣	豊前永弘文書	『南北』九州297	
建武2	1335	9	24	後醍醐天皇綸旨	右少弁	筑前大悲王院文書	『南北』九州300	
建武2	1335	9	29	雑訴決断所下文	右少弁藤原朝臣	筑前大悲王院文書	『南北』九州306	
建武2	1335	9	30	雑訴決断所牒	右少弁藤原朝臣	豊後詫摩文書	『南北』九州307	
建武2	1335	10	4	太政官符案	正五位上行右少弁藤原朝臣	伊予河野文書	『南北』九州311	
建武2	1335	10	4	雑訴決断所牒	右少弁藤原朝臣□□	肥前河上神社文書	『南北』九州314	
建武2	1335	10	4	太政官符写	正五位上行右少弁藤原朝臣	白杵稲葉河野文書	『南北』中国四国171	
建武2	1335	10	17	雑訴決断所牒	右少弁藤原朝臣	筑前宗像神社文書	『南北』九州321	
建武2	1335	10	21	雑訴決断所牒	右少弁藤原朝臣	肥前河上神社文書	『南北』九州323	
建武2	1335	12	10	雑訴決断所牒案	右少弁藤原朝臣	肥前山代文書	『南北』九州352	
(建武3)	1336	1	19	後醍醐天皇綸旨	右少弁範国	宮内庁書陵部諸文書部類(東大寺文書)		
建武3	1336	3	25	後醍醐天皇綸旨	右少弁	肥後阿蘇家文書	『南北』九州514	
延元1	1336	3	27	後醍醐天皇綸旨	式部少輔範国	大徳寺文書		
延元1	1336	5	7	後醍醐天皇綸旨案	右少弁	九条家文書	『南北』九州604	
(延元1カ)	1336	5	25	後醍醐天皇綸旨	右少弁	神護寺文書	『高雄山神護寺文書集成』325	
延元1	1336	6	2	後醍醐天皇綸旨	右少弁	神護寺文書	『高雄山神護寺文書集成』326	
(延元1)	1336	6	11	後醍醐天皇綸旨	右少弁	鞍馬寺文書		

※『鎌』は『鎌倉遺文』の略、『南北』は『南北朝遺文』の略である。

「範圍は繪旨では式部少輔、少納言、左衛門權佐、右少弁の官途で発給を行い、雑訴決断所では兼任する官途を列挙している。今回は一〇一通の文書を得た。最も古い発給は元徳三年八月五日のものである。同年二月に藏人となったのはじめての文書発給といえよう。折しも八月九日に元弘と改元され、同月の二五日に後醍醐天皇は奈良に行幸し、二七日には笠置山に行幸する。続く「古今消息集」に収められた元弘元年八月二九日の日付を持つ「後醍醐天皇繪旨写」は、同三年八月二九日のものと同文であり、恐らく誤写と考えられる。「書上古文書」にある「後醍醐天皇繪旨写」は朽木荘の安堵を認めるものだが、同文の正文が朽木家文書に伝わっている。大徳寺文書にある元弘三年二月一五日の「後醍醐天皇繪旨案」は同年六月一五日の「後醍醐天皇繪旨」と同文であり、これもまた誤写と考えられる。つまり現存しているものだけで考えれば範圍は五位藏人になり文書を一通発給した後、元弘の変から後醍醐天皇の隠岐配流を経て、鎌倉幕府が滅亡するまで、文書発給はなされていない。

元弘三年五月二二日、新田義貞らの軍勢によって鎌倉幕府は滅亡し、後醍醐天皇はその報を聞き京都へ戻る。六月四日には東寺に着御し翌日、内裏に還御した。

それから範圍の藏人としての仕事は復活した様子で、同月の

一五日を皮切りに、大徳寺や泉涌寺、西大寺、松尾神社などへ所領安堵の繪旨を発給することとなる。

建武政権下の繪旨発給については吉原の詳細な分析がある。「岡崎範圍の奉者としての立場は、結論からいえば五位藏人としてのもの」であり、他の発給する繪旨を含め、全体としては「内容により特定の担当者が存在したことは窺えないし、所管する地域ごとの担当者の存在も確認できなかった」とある²⁾。確かに範圍の発給文書を覽ても地域は京都・畿内・九州・東北・関東・北陸とあり限定されていない。範圍は他の繪旨発給を担った葉室長光・千種忠顕・中御門経季・中御門宗兼、中御門宣明・冷泉定親・高倉守光・甘露寺藤長・中院具光、藤原清藤らとともに、後醍醐天皇の政権を支える能吏として活躍していたといえよう。

三、範圍の藏人頭補任

周知のように後醍醐天皇の建武の新政は、約二年という短さで瓦解する。

建武二年(一三三五)七月の中先代の乱から足利尊氏の離反と続き、建武三年(延元元年)正月に後醍醐天皇は比叡山への

臨幸を余儀なくされる。一旦は尊氏を破るものの、同年の五月には再び尊氏が都へ迫り、後醍醐天皇もまた再び比叡山へ動座することとなる。

前述の「岡崎範国発給文書一覽」でみてもわかる通り、範国の文書発給も後醍醐天皇の動座とともに途絶える。では範国の去就はどのようなものだったのだろうか。

この時期の古記録は断片ながら『中院一品記』があるものに限られている^②。そこで『太平記』の古本である西源院本から様子を探ってみたい^③。

次に掲げるのは、延元元年五月二十七日に後醍醐天皇が東坂本へ臨幸する際のものである。

【史料一】『太平記』西源院本、第十六卷

今度山門臨幸ニ参候スル宗徒ノ人々ニハ、関白左大臣経忠公、洞院右大臣公賢公、吉田前内大臣定房公、三条大納言公明公、洞院権大納言公泰公、御子左権中納言為定卿、四条右衛門督隆資卿、徳大寺中納言公清卿、洞院左衛門督実世卿、西園寺左兵衛督公重卿、菊亭中宮権大夫実真、北畠别当顕家卿、吉田中納言光継卿、坊門参議藤原清忠卿、同実治卿、三条坊門源宰相中将通冬卿、勸修寺藤原経顕卿、千種宰相中将忠顕卿、禅林寺宰

相中将有忠卿、葉室中宮亮長光卿、頭大膳大夫経秀朝臣、日野正三位藤原資明卿、前官者、前権大納言藤原師基卿、前権中納言季雄卿、藤原公雅卿、藤原冬房卿、同公脩卿、同資親卿、同実任卿、平惟継卿、前参議雅孝、藤原光業卿、同実守卿、同資房、同俊氏、源親光、藤原光顕、従三位平宗経、正四位下藤原宗兼、二位中将良忠、正三位兼高、藤原房衡、同経康、同隆朝、菅原在仲、藤原宗緒卿、伯三位資繼王、鼎王、此外房高、実廉、清房卿以下、末々ノ公卿ハ注ニ不及、雲客者、中院左中将定平、頭大夫藤原行房朝臣、左中弁宣明、式部少輔藤原範国、右衛門権佐藤原光守、皇后宮大進定親、左近中将源具光、右少弁藤長、勘解由次官光任、弁少将藤原実夏、高倉右衛門佐範貞、持明院中将保有、蘭中将基隆、佐々木野少将守賢、室町中将実郷以下、四位・五位職事弁官、我ヲトラシト参リ集レリ、注スルニ不及、

同年の一度目の動座では「朝議ニ違スル輩ノミ多カリシ上、已前二程ナク無為ノ還幸有シカハトテ、今度ハ諸家貴賤諸道ノ輩、官外記医院諸社ノ司官、諸大夫・侍・諸門跡ノ僧綱マテ、我ヲトラシトソ山門へ争ヒ参シケル」とあるように短期間で尊氏が敗れて都落ちしたこともあって比叡山に参任する人々が少なかつたが、今回は多くの人々が付き従ったことが記されてい

る。【史料一】は武家を除く人々を列挙したものである。

五月二九日には尊氏は東寺に入り一〇月に至るまで合戦は続いた。持明院統の花園院・光厳院・豊仁親王らはこの動座には付き従わず尊氏に迎えられる。朝廷の多くの廷臣が比叡山に付き従ったため、『太平記』では「同六月三日三主ノ臨幸ヲ八幡ニ成シ奉ル、同月十四日ニ八幡ヨリ御帰洛在テ、東寺ニ幸シ、灌頂堂ヲ御所ニ構フ、是尊氏卿ノ沙汰ニヨリテ也、是ハ尊氏卿洛中戦場之間、東寺ヲ城郭トスル故也、依之又山門祇候ノ外ノ人々、并ニ持明院無二ノ佞臣ハ、各東寺ニ參シケリ」と記し、後醍醐天皇に祇候しなかつた人々と「持明院無二の佞臣」とが東寺に参仕したとある。かくして八月には豊仁親王が踐祚し光明天皇となった。

戦局が膠着する中で尊氏からの使者が後醍醐天皇のもとへ遣わされた。「去年冬讒臣ノ申ニ依テ、勅勘ヲ蒙リ候シ時、身ヲ法体ニ替テ、罪無様ヲ申サムト存シ候処ニ、義貞以下ノ輩、事ヲ逆鱗ニ寄テ、日来ノ鬱憤ヲ散セムト仕候シ間、止事ヲ得スシテ、此乱天下ニ及候、是全ク君ニ白奉テ、反逆ヲ企ントニハ候ハス、只義貞カ一類ヲ亡テ、向後ノ讒臣ヲコラセムト存ル計ニテ候也」と伝えられて、「本官所領ニ復サシメテ、天下成敗ヲ公家ニ任セ奉スヘシ」と大師勧請起請文を副えて和議の話が進

められた。後醍醐天皇は一〇月一〇日に京都への還幸を果たす。

この和議の協議には「元老智臣」も加わっておらず、ましてや新田義貞は蚊帳の外であった。そのため『太平記』でも著名な段である堀口貞満が天皇を押しとどめる場面となる。「臨幸ハ只今ノ程ト見テ、供奉の月卿雲客、衣冠ヲ帯セルモアリ、未戎衣ナルモアリ、鳳輦ヲ大床ニ差寄テ、新典侍、内侍所ノ櫃ヲ取出奉レハ、頭弁範圍劍璽ノ役ニ随テ、御簾ノ前ニ跪ク、」青天の霹靂である武家側と、京都に戻ろうとする後醍醐天皇や侍る廷臣たちの姿が描かれている。

更に掲げるのは、後醍醐天皇の還幸に際して付き従った廷臣の記述と、新田義貞と恒良親王の北国行啓に従った廷臣の列挙である。

【史料二】『太平記』西源院本、第十七巻

還幸ノ供奉ニテ京都ニ出シ人々ニハ、吉田内大臣定房、万里小路大納言宣房、御子左中納言為定、侍従中納言公明、坊門宰相清忠、勧修寺中納言経顕、民部卿光経、左中将藤長、頭弁範圍、

【史料三】『太平記』西源院本、第十七巻

行啓ノ御共ニテ北国へ落ケル人々ハ、一宮中務卿親王、洞院左

衛門督実世、三条侍従泰季、御子左少将為次、頭大夫行房、子息少将行尹、

京都に還幸する際、『太平記』で示される廷臣はわずか九人であった。

特に注目したいのが本稿で取り上げている範国である。「頭弁範国劔璽ノ役ニ随テ、御簾ノ前ニ跪ク」とあり、範国はいつ「頭弁」つまりは藏人頭になったのであろうか。『職事補任』などにもそうした記載はない。

まずは全体的な人的把握を行う。山門への動座と、還幸に付き従う廷臣と、同年の現職のみだが公卿補任を併せて一覧化したのが表3である。

後醍醐天皇の延元元年の二度目の比叡山臨幸には多くの廷臣が従っている。左大臣・右大臣をはじめとして、二〇人の現役公卿が参仕したことになる。なお『太平記』の記述の中で「頭大膳大夫経秀朝臣」とあるが、これは「経季」の間違いであろう。はじめにでも示した通り、後醍醐天皇の近臣としては次の廷臣があげられる。

花山院師賢・万里小路藤房・同季房・三条公明・洞院公敏・同

実世・平成輔・北畠具行・四条隆資・同隆重・阿野実治・千種忠顕・日野資朝・同俊基・中御門宗兼。

この中で、倒幕運動の際に亡くなった者もあり、実際に今回の臨幸に付き従った現職としては三条公明、洞院実世・四条隆資・千種忠顕・中御門宗兼であった。更に掘り下げて考えてみよう。

では藏人はどうか。『職事補任』に拠って確認する。まずは藏人頭である。延元元年段階で中御門経季と中御門宗兼が勤めていたものの三月一日に参議に昇り、世尊寺行房と中御門宣明が継いだ。但し、中御門宣明は『公卿補任』に因ると延元元年五月二十七日まで頭にあつたとされる。つまり、叡山臨幸に際しては、藏人頭は行房一人だけであつたといえる。

次に五位藏人だが岡崎範国と源具光、藤原光任の三人がその任にあつてた。

範国、具光、光任はともに『太平記』でも「式部少輔藤原範国、左近中将源具光、勘解由次官光任」として臨幸に供奉していることが分かる。この中で範国は元徳三年から、具光は建武元年から、光任は延元元年から五位藏人を勤めており、範国が最長者であつた。前述の通り、藏人は天皇家の家政機関の中樞

表 3 延元元年6月段階の公卿補任の抄出

山門臨幸 に供奉	京都還幸 に供奉	北国落ち	官職	家名	名	兼任	備考
○			左大臣	近衛	経忠		→8月に関白
○			右大臣	洞院	公賢	皇太子傳	
			内大臣	一条	経通		
			大納言	堀川	具親	中宮大夫	
			権大納言	三条	実忠	治部卿	
	○		権大納言	九条	光経		→6月出家
○			権大納言	洞院	公泰	宮内卿	
			権大納言	九条	道教	左大将	
			権大納言	鷹司	師平	右大将	春宮大夫
			権大納言	二条	良基	任	
○	○		権大納言	三条	公明	侍従	→9月に薨ず
○	○		権中納言	御子左	為定		
			権中納言	大炊御門	冬信		
○			権中納言	四条	隆資	右衛門督	→12月に解官
○			権中納言	徳大寺	公清		
○		○	権中納言	洞院	実世	尾張守	→12月に解官
○			権中納言	西園寺	公重	東宮大夫	
			権中納言	今出川	実尹	中宮権大夫・雅楽頭	
			権中納言	花山院	長定		
○			権中納言	北畠	顕家		→12月に解官
○			権中納言	堀川	光継		→12月に解官
○	○		参議	坊門	清忠	右大弁	→翌年北朝の官職を辞す
○			参議	三条	実治	左大弁	
○			参議	中院	通冬	左中将・美作権守	→8月に辞す
○	○		参議	勸修寺	経顕	左京大夫	
○			参議	千種	忠顕	左中将・丹波守	
○			参議	六条	有光	右中将・備中権守	
○			参議	葉室	長光	中宮亮・周防権守	
○			参議	中御門	経季	元藏人頭大膳大夫	
			参議	中御門	宗兼	元藏人頭	
○		○	藏人頭	世尊寺	行房	大膳大夫	→延元元年3月1日から

部として、財政や訴訟を担い、また後醍醐天皇の政権下では論旨の大量発給を担っていた。つまり能吏でなければ長くは勤められなかった職といえるだろう。範囲は多くの文書を発給し、後醍醐天皇の叡山臨幸にも付き従った。かくいう状況下で唯一の藏人頭を勤める世尊寺行房は、千種忠顕とともに後醍醐天皇の隠岐配流にも付き従った近臣の一人である。しかし行房は【史料三】にもある通り北国行啓に付き従っている。行房は延元二年（一三三七）三月六日に越前の金ヶ崎城が落ちた際に自害をしている。そのため、後醍醐天皇が京都に還幸する際、藏人頭は不在であったと考えるべきだろう。

文書の発給などは藏人頭であっても五位藏人であっても、可能である。しかし、家政機関のいわば秘書官である藏人は、様々な行事でも重要な役割を果たす。行幸に際しては次のような史料がある。

【史料四】『夕拜備急至要抄』下 臨時

一、別殿行幸

御劔将貫首、職事六位等、脂燭殿上人（不及廣催）、延道（御直衣之時、布单不可入）、御宿所（兼日、問答陰陽師御犯土次第、御方忌等能可致沙汰）、

『夕拜備急至要抄』とは、藤原兼仲が執筆したとされる鎌倉末期に成立した故実書である。藏人の執務にかかわる参考書であり、ほぼ同時代における藏人の執務のあり方が記されている。

上巻は年中行事恒例、下巻は臨時の行事についてまとめられている。ここでは「別殿」とあるがこの他は「方違行幸」であり、比叡山臨幸は「別殿」に準ずるべきだろう。そこで御劔の役として貫首が必要となる。そう考えると、後醍醐天皇としては貫首、つまりは藏人頭を任ずる必要性があった。五位藏人中で最古参となる範囲が、その役にあたったのではなからうか。

さて、後醍醐天皇は京都に還幸を果たすものの供奉した人々は「自山門供奉シテ出ラレケル三公々卿、纔ニ死罪一等ヲ宥メラレタレ共、解官停任」されることとなった。表3の『公卿補任』にもある通り、九条光経は六月に出家。三条公明は九月に死去、四条隆資・洞院実世・北畠顕家・堀川光継は一二月に解官となつている。

そうした中、範囲は京都に戻つてからは、史料上に現れることは稀となる。

『公卿補任』の延文三年（一三五八）一月七日の叙位で、範囲は従三位に叙せられた。注記には「前左少弁」とあり、尻付

などの記述はない。そして貞治二年閏正月十二日に静かに没した(31)。亡くなった記事を遺した『師守記』には「後聞、今日從三位藤原範国卿薨云々、年々、彼卿經五位職事并弁官仁也」とだけ記されている。

おわりに

以上が後醍醐天皇の政権を支えた廷臣の一人、岡崎範国の小伝である。

岡崎範国は藤原南家の儒学の家に生まれ、父達と同様に大学で学び任官する。折しも後醍醐天皇の討幕運動がはじまる時期でもあり、範国はその能吏としての能力を遺憾なく發揮したことだろう。それは範国が発給した文書の点数や五位蔵人の在職期の長さからも推測できる。

但し、その能吏を發揮したのは、後醍醐天皇との個人的な主従関係というよりは、朝廷の官人としては当然ともいえるべき、時の天皇に仕えるというものではなかっただろうか。後醍醐天皇に付き従い討幕運動を行い、また足利尊氏らと合戦を行う廷臣らとは一線を画していたように思う。

後醍醐天皇の政権について、その評価ははまだ議論が行われ

ている。ただ本稿の冒頭でも述べた通り、鎌倉末期も廷臣の多くはあくまで「日和見」もしくは中立であり、朝廷を支えた職事弁官を勤める名家層は、その時々々の天皇に忠実に仕える官人に過ぎなかった。

範国に関していえば一代の天皇のみに仕えたとはいえず、注目を浴びる後醍醐天皇の近臣などとも呼ばれてはいない。後醍醐天皇が吉野におもむいて後、坊門清忠などは同じく下ったが範国にそうした形跡はない。ただ職務に忠実な能吏だったからこそだろう。

『太平記』の記述の信ずるとして、京都遷幸に際して蔵人頭に補せられていたとしても、それは北朝では認定されなかった。その点は『師守記』の記述からもうかがえる。かくして、後醍醐天皇を支えた能吏はひっそりと世をはかなんだ。

それぞれの政権を担う廷臣の具体像を知ることこそ、朝廷政治史の基礎研究である。ともあれ本稿は岡崎範国の小伝をまとめ筆を擱く。

註

- (1) 三浦周行『鎌倉時代史』早稲田大学出版部、一九一六年。後に著作集『日本史の研究』新輯一、岩波書店、一九八二年に収められた。龍爾『鎌倉時代』上下、春秋社、一九五七年。なお、龍爾の論集は抄録ながら文學藝術ライブラリーに二〇一四年に再刊されている。
- (2) 代表的なものとして、森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』文献出版、一九八四年。増補改訂版が思文閣出版より二〇〇八年に刊行している。『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年。本郷和人『中世朝廷訴訟制の研究』東京大学出版会、一九九五年。市沢哲『日本中世公家政治史の研究』校倉出版、二〇一一年など。
- (3) 井原今朝男『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年など。
- (4) 註2で掲出した本郷和人『中世朝廷訴訟制の研究』内、「第六章 持明院・大覚寺兩統の治世」。
- (5) 野村朋弘『鎌倉後期の持明院統と廷臣』『國學院雜誌』二〇四卷(七号)、二〇〇三年。『花園天皇宸記』に登場する廷臣達を抽出し、持明院統に付き従う廷臣が極めて少ない状況を指摘した。
- (6) 山田徹『京都の中世史四 南北朝内乱と京都』吉川弘文館、二〇二一年、「一、鎌倉幕府滅亡」。
- (7) 4参照。
- (8) 野村朋弘『平成輔と小田原』『小田原史談』二四八号、二〇一七年。
- (9) 『太平記』第四「宮々流し奉る事」には、「平相成輔をば、河越三河入道円重具足し奉り、これも鎌倉へと聞こえしが、下しも着け奉らで、相模国早川尻にて失ひ奉りけり」などがある。
- (10) 仁木夏実『藤原水範考』『大谷大学研究年報』五七号、二〇〇五年。
- (11) 範雄については、『勘仲記』『実躬卿記』に度々登場するものの、上皇の行幸に供奉したり後白河院の月忌を奉行する記事があるのみである。
- (12) 『史料纂集 花園天皇宸記』第三。
- (13) 『群書類従』第四輯所収「職事補任」。訂正三版は一九六〇年刊。続群書類従完成会。現在は八木書店に移管。
- (14) 『禁秘抄考註』には「近衛院御時五位三人、六位五人、大略為定式也、近代者五位三人、六位四人也」とある。
- (15) <https://www.wahin-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> (二〇二一年九月一日段階での検索情報である)
- (16) 近藤成一「院宣・繪旨をめぐる若干の論点」科学研究費助成金 研究成果報告書『繪旨・院宣の網羅的収集による帰納的研究』研究代表近藤成一、一九九九年。
- (17) 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版局、一九七一年、新版は一九九七年。本郷和人『鎌倉時代の繪旨・院宣』入門』『遙かなる中世』一七号、一九九八年など。
- (18) 喜多泰史「『繪旨万能』再考」『鎌倉遺文研究』三七号、二〇一六年。註2で掲出した森茂暁の研究のほか、吉原弘道「建武政権下における後醍醐天皇繪旨について―建武政権下の藏人沿革をめぐって―」
- (19) 東京大学史料編纂所のデータベース「ユニオンカタログ」を主として用いた。但し、写しなど同一文書がある場合は重複を避けた。
- (20) 註19で掲出した吉原論文。
- (21) 『大日本古記録 中院一品記』上、岩波書店、二〇一八年。なお『中院一品記』は建武三年二月の他は、暦応元年(建武五年)の七月までない。
- (22) 『太平記』には神田本、西源院本、南都本、今川家本、前田家本など諸本があり、その中でも神田本と西源院本が古くに書写されたものと考えられている。西源院本は龍安寺に所蔵されている。西源院本の書誌学的な研究としては、和田琢磨「西源院本『太平記』の基礎的研究 卷一・卷二十一の書き入れを中心に」『国文学研究』一九〇号、二〇二〇年などがある。またこの西源院本を底本として、岩波文庫で

兵藤裕己が校注した『太平記』が刊行されている。本稿では鷺尾順敬校訂『太平記』西源院本、刀江書院、一九三六年を用いた。

(24) 註23 『太平記』第十六卷。

(25) 註23 『太平記』第十六卷。

(26) 註23 『太平記』第十七卷。

(27) 註23 『太平記』第十八卷。

(28) 『尊経閣善本影印集成53 夕拝備急至要抄・参議要抄』八木書店、二〇一二年。

(29) 註23 『太平記』第十七卷。

(30) ほほ唯一とってよいのが『中院一品記』の巻五紙背文書にある書状である。中院通冬に出した書状で、暦応三年十一月の賀茂臨時祭に関

わるものであった。註22所収

(31) 『史料纂集 師守記』六、統群書類従完成会、一九七二年。現在は八

木書店に移管す。